

書類の説明

《内容説明》

- ・麻薬小売業者間譲渡許可申請書を毀損し、又は亡失した場合

《提出書類》

- ・麻薬小売業者間譲渡許可申請書再交付申請書
- ・当初提出した麻薬小売業者間譲渡許可申請書（副本）
- ・毀損した場合は、当該許可書（原本）

※返信に必要な額の切手を貼付した返信用封筒

《留意事項》

- ・許可業者は、麻薬小売業者間譲渡許可書を毀損し、又は亡失したときは、速やかに、その事由を記載し、長崎県知事に麻薬小売業者間譲渡許可書の再交付を申請してください。なお、麻薬小売業者間譲渡許可書を毀損したときは、当該許可書を添えて申請しなければなりません。
- ・麻薬小売業者間譲渡許可書の再交付を受けた後において亡失した麻薬小売業者間譲渡許可書を発見したときは、返納届により発見した許可書を返納してください。

(別紙様式6)

麻薬小売業者間譲渡許可書再交付申請書

許可番号	第 号	許可年月日	年 月 日
麻 薬 業 務 所	所 在 地		
	名 称		
再 交 付 の 事 由 及 び そ の 年 月 日			
上記のとおり、麻薬小売業者間譲渡許可書の再交付を申請します。			
年 月 日			
住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）			
氏名（法人にあつては、名称）			
長崎県知事		殿	

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
- 2 麻薬小売業者間譲渡許可書を毀損した場合には、当該許可書を添付すること。